



国水政第52号  
平成27年11月12日

沖縄県知事 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長



公開質問状について（回答）

- 平成27年11月6日付け知辺第38号において質問のあった件については、そもそも回答を行う法的義務はありませんが、その上で、当省としての考え方は下記のとおりです。
- 貴職が行った公有水面の埋立承認の取消しに関して当省が行った対応は、制度の趣旨・目的を異にする法律に基づきそれぞれ対応を行った結果であり、「都合に応じて自らの立場を使い分けるもの」とのご指摘は当たらないものと考えています。

記

- 沖縄県知事が行った公有水面の埋立承認の取消しに関し、国土交通大臣が10月27日に行った執行停止の決定については、沖縄防衛局と沖縄県の双方から提出された書面の内容を十分に審査した結果行ったものであり、その理由については、執行停止決定書において、明らかにしています。
- また、「行政不服審査法に基づく審査請求・執行停止の申立てに関する手続」と「地方自治法に基づく代執行等の手続」については、次のとおり、制度の趣旨・目的を異にする法律に基づきそれぞれ対応を行った結果であり、「都合に応じて自らの立場を使い分けるもの」とのご指摘は当たらないものと考えています。
- 行政不服審査法は、行政処分に不服がある者が簡易迅速な手続によってその権利救済を図ることを主たる目的とするものであり、地方自治法において、法定受託事務に関する審査請求については、法所管大臣に対して行うこととされています。このため、公有水面埋立法を所管する国土交通省においては、10月14日に沖縄防衛局長から審査請求及び執行停止の申立てがあったことを受け、行政不服審査法に基づく審査庁として審査を行った結果、10月27日に、沖縄県知事が行った埋立承認の取消しにより、普天間飛行場の移設事業の継続が不可能となり、同飛行場周辺の住民等が被る危険性が継続するなどの「重大な損害を



るため緊急の必要がある」との判断を行い、執行停止の決定をしたところです。

一方、地方自治法上、公有水面埋立法を所管する国土交通大臣には、同法に基づく都道府県知事による公有水面の埋立承認という法定受託事務が適正に処理されるよう、都道府県知事に対し、代執行等の一定の関与を行うことが認められています。国土交通省は、10月27日の閣議口頭了解（「普天間飛行場代替建設事業に係る公有水面埋立法に基づく埋立承認の取消しについて」）で示された政府の一致した方針に基づき、地方自治法に基づく代執行等の手続に着手したところです。